

令和4年度 上島町立保育所 継続手続きおよび入所申込みのご案内

保育所入所基準

児童と同居の保護者が昼間家庭で
保育ができない次のいずれかの場合



- 1労働** 保護者が家庭外または家庭内で児童と離れて仕事をしている
- 2妊娠・出産** 保護者が妊娠中か、または出産後間もない
- 3疾病・障害等** 保護者が疾病にかかるか、もしくは負傷している、または身体あるいは精神に障がいがある
- 4病人の看護等** 家庭に長期にわたる病人・心身に障がいのある人がいるため、保護者がいつもその看護にあたっている
- 5家庭の災害** 火災・風水害・地震等の災害復旧を行なっている
- 6求職活動** 保護者が継続的に求職活動をしている
- 7就学** 保護者が就学している
- 8社会的擁護** 児童虐待または配偶者からの暴力等を受けている
- 9育児休業** 育児休業をする際に、すでに入所している児童がおり、心身の発達上、引き続き利用する必要がある

●問い合わせ

弓削住民課 ☎77-2503 生名町民生活課 ☎76-3000
岩城町民生活課 ☎75-2500 魚島町民生活課 ☎78-0011

令和4年度の保育所の継続手続きおよび入所申込みの受付を次のとおり行いますので、令和4年4月1日から保育所の入所(継続を含む)を希望される方は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、下記要領でお申込みください。



《申込期間》 12月1日(水)～15日(水) 8:30～17:15 ※土日祝日除く。

《対象年齢》 6ヶ月～就学前
《申込場所》 上島町各総合支所住民課・町民生活課
または保育所

- 《必要書類》
- ①教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書
※マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。
 - ②家庭において児童を保育することができないことを証明する書類(雇用証明書、就労状況確認書等)
※保育必要量：標準時間(1ヶ月就労時間120時間以上)に認定された場合は、どちらか選択できますが、短時間(1ヶ月就労時間64時間以上120時間未満)に認定された場合は、短時間しか選択できません。
 - ③印鑑
※継続の方は書類を保育所から配布します。
※新規の方は、①②の用紙を各総合支所住民課・町民生活課で受け取り、お申し込みください。

※令和3年1月1日に住所が上島町にない方は、マイナンバーで住民税を確認することができます。(未申告の場合は確認できない場合があります。)マイナンバーを提出されない場合は、前住所地の令和3年度所得課税証明書(父と母)が必要です。

※住民税が未申告の場合、保育料の算定ができませんので、必ず申告をお願いします。

マイナポイントとは、
マイナンバーカードを使って申込みを行い、QRコード決済やクレジットカード等のマイナポイント事業に登録しているキャッシュレス決済で、2万円のチャージまたは買い物をする

マイナポイントの申請期間は 令和3年12月末まで!

まずは、マイナポイントアプリをダウンロード

●利用先を選択して【マイナポイントを申込む】

マイナポイント申込みページにログインし、利用するキャッシュレス決済サービスを選択し、申込む

●チャージなどに対してマイナポイントが【付与】

キャッシュレス決済サービスにチャージなどをするなどで、マイナポイントがもらえる

●マイナポイント分を【利用】して買い物

取得したマイナポイントはいつものお買い物で利用可能(※1、※2)

今治税務署からの お知らせ

スマホでかんたん！確定申告

【スマートフォンで申告可能】

●スマートフォンで国税庁ホームページにアクセスすれば、画面の案内に従って入力するだけで申告書が作成できます。

●作成した申告書はそのままe-Taxを利用して送信できるほか、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

① e-Taxをご利用になる場合は、マイナンバーカードかID・パスワードが必要となります。

② マイナンバーカードを使ってe-Taxをする場合は、スマートフォンがマイナンバーカードの読み取りに対応している必要があります。

③ ID・パスワードは、税務署で即日発行します(申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください)。

なお、ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

「スマホ専用画面」がより 便利に！

●スマートフォンで申告される場合は、入力しやすい「スマホ専用画面」をご利用いただけます。

●令和4年1月から「スマホ専用画面」において、次のことが可能となります。

①スマホのカメラ機能を使った源泉徴収票の自動入力が可能となります。

②「スマホ専用画面」の対象範囲が拡大し、これまで可能であった給与所得、雑所得(年金など)および一時所得(保険金など)の申告に加え特定口座年間取引報告書(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)、上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分)および外国税額控除の申告が可能となります。

●申告できる所得控除についての制限はありませんので、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除も申告できます。

「ICカードリーダーライタ 無し」でe-Tax

●パソコンで申告される場合に、ICカードリーダーライタをお持ちでなくてもパソコン画面に表示

された2次元バーコードをスマホ(マイナンバーカード読取対応)で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Tax送信できます。

問い合わせ 今治税務署

☎0898-3216100



国税庁ホームページはこちら!



読取対応端末の一覧はこちら!

個人所有の樹々の伐採について



個人所有地に植栽し、町道や隣接地にはみ出している樹々については、その所有者(多くの場合は土地の所有者)に管理する責任があります。

原則として、所有者以外の人が剪定・伐採することはできません。空き家等でお困りの場合は、各総合支所建設課または産業建設課、住民課もしくは町民生活課にお問い合わせください。

12月1日～7日は 「愛媛県エイズ予防週間」です

今年度は「レッドリボン30周年」Think Together Again」をテーマに、正しい知識の普及啓発を図ります。HIV(エイズ)に感染しているかどうかは、検査をしないと分かりません。

今治保健所では毎週火曜日にエイズ検査・相談を実施しています。この機会に検査を受けてみませんか?

【無料・匿名・予約不要】エイズ(HIV抗体)検査・相談

●受付日時 毎週火曜日
受付時間: 10時～11時(祝日・年末年始除く)

●場所 今治保健所1階

※個人情報保護は固く守られます。

※検査結果は約30分後にわかります。

※梅毒・B型・C型肝炎検査も受けることができます。



理解と支援の象徴
レッドリボン

●問い合わせ

今治保健所感染症対策係

☎0898-3216100(内線6)